

防研発企第356号
11. 11. 15
改正 防研発総第136号
16. 4. 1
改正 防研企第564号
21. 7. 1
改正 防研総第825号
23. 9. 1
改正 防研総第457号
27. 4. 10

企 画 室 長
総 務 課 長 殿
各 部 長

防 衛 研 究 所 長

主要業務従事者一覧表の作成について（通達）

近年各部相互間の緊密な連携が必要とされる主要業務が増大している実態にかんがみ、標記一覧表を平成12年度より下記の要領により作成することとし、所を挙げて円滑かつ効率的な業務の遂行に遺漏なきを期するものとする。

記

- 1 企画部長は、防衛研究所の業務運営計画に関する達（平成21年防衛研究所達第5号）に基づき作成された対象年度に係る業務運営計画及び防衛研究所の調査研究に関する達（平成11年防衛研究所達第1号）に基づき作成された対象年度に係る調査研究計画が防衛研究所長（以下「所長」という。）により承認された後、政策研究部長、理論研究部長、地域研究部長、教育部長及び戦史研究センター長、特別研究官（国際交流・図書担当）及び特別研究官（政策シミュレーション担当）（以下「各部長等」という。）と、当該対象年度に係る各主要業務（複数の部にまたがる業務を含む。）について、その実施担当者（防衛研究所の教育訓練実施に関する達第4条で規定する教育実施担当者を含む。）の割当てを調整するものとする。
- 2 企画部長は、業務運営計画の細部計画において指定された各主要業務の総括責任者及び前項により割り当てられた各主要業務の実施担当者を示した主要業務従事者一覧表の案を別紙様式により作成するものとする。
- 3 企画部長は、主要業務従事者一覧表について、所長の承認を得て各部長等に通知するものとする。
- 4 主要業務の総括責任者又は実施担当者を変更する必要がある場合には、企画部長は第1項から第3項までに定める手続に準じて後任者の指定に関する手続を行うもの

とする。

添付書類： 別紙様式

写送付先： 図書館長

平成 年度主要業務従事者一覧表

主要業務の項目	統括責任者	実施担当者